

第1章 医療薬学専門薬剤師認定資格

(資格の補則)

第1条 一般社団法人日本医療薬学会医療薬学専門薬剤師認定制度規程（以下、認定制度規程と略記）の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件（5）の「1年以上の研修歴」の証明については、次の2つの証明書を提出すること。

一 「医療薬学専門薬剤師研修施設」への在籍の証明となる医療薬学専門薬剤師研修施設長による在籍証明書。「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」に在籍して研修を行った場合は「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」の施設長による在籍証明書とする。

二 「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」に在籍する「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書。但し、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が「医療薬学専門薬剤師」の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできない。

3 複数の医療薬学専門薬剤師研修施設に在籍して研修を履修した場合の取り扱いとして、それぞれの在籍期間ならびに研修期間を合算することができる。ただし、期間が重複する場合、合算できる在籍期間ならび研修期間は一つのみとする。

4 「1年以上の研修歴」については、「医療薬学専門薬剤師研修施設」において平均的に月に4日相当以上の研修を継続的に行うことで研修期間とすることができる。

5 要件（6）のクレジットは「別表1」に定める。

6 要件（7）及び（8）は、出席証明書、参加証のコピーを提出すること。

7 要件（9）の自ら実施した5年の患者アウトカムや医療の質向上に貢献した臨床実績は、下記の要件を満たすこと。なお、症例の分類は「別表2」の通り。

(1) 臨床実績の報告は、申請時から遡って過去5年に実施した「研修施設での患者対応(症例)」、「薬剤業務において、医療の質の向上または患者アウトカムの向上等に寄与した事例」であり、保険請求の有無を問わない。

(2) 申請時から遡って過去5年に実施した報告であること。

8 要件（10）は、学会発表の要旨または論文のコピーを提出すること。

第2条 認定制度規程の第16条については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 認定要件を満たせず更新が認められなかった者は、「医療薬学専門薬剤師」を標榜することはできないが、翌年度に限り認定の更新を申請することができる。

(申請・認定試験)

第3条 「医療薬学専門薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第4条の2

の（１）から（８）に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。認定審査により受験資格を有することが確認された者が認定試験を受験することができる。

第２章 医療薬学指導薬剤師認定資格

（資格の補則）

第４条 認定制度規程の第５条の２は、以下のとおり取り扱うこととする。

２ 要件（２）のクレジットは「別表１」に定める。

（申請）

第５条 「医療薬学指導薬剤師」の認定を申請する者は、申請書類と共に認定制度規程の第５条の２の（１）から（６）、及び第５条の３（１）に係る申請資格を証明する書類を添えて申請すること。

第３章 医療薬学専門薬剤師研修施設認定資格

第６条 認定制度規程の第６条の２および３は、以下のとおり取り扱うこととする。

２ 認定制度規程の第６条の２（２）および第６条の３（２）の継続的な指導の目安としては、平均的に月に４回相当以上の研修とする。

３ 認定制度規定の第６条の３（１）の「医療薬学専門薬剤師」は、正式に「医療薬学専門薬剤師」として認定されている者を指し、「医療薬学専門薬剤師（暫定）」は対象外とする。

第７条 認定制度規程の第６条の５は、以下のとおり取り扱うこととする。

２ 「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」で研修を行う者は「連携研修者の研修実施状況報告書」を、研修を受け入れている「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」は「連携施設における研修実施報告書」を、研修１年ごとにそれぞれ本学会へ提出することとする。

第４章 認定の取り消し

（認定の取り消し）

第８条 認定制度規程の第１４条については、以下の通り取り扱うこととする。

２ 認定制度規程第４条の２（１）に定められた日本国の薬剤師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、「医療薬学専門薬剤師」及び「医療薬学指導薬剤師」の資格を喪失する。

３ 認定制度規程第４条の２（３）に定められた本学会の会員資格に関して、本学会を退会した場合には、退会時点において「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」の資格を喪失する。

４ 認定制度規程第６条の２（１）に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」は、認定を取り消すことがある。

５ 認定制度規程第６条の２（２）について、「医療薬学専門薬剤師研修施設（基幹施設）」との連携が一定期間ない、もしくは一定期間研修の実績がない「医療薬学専門薬剤師研修施設（連携施設）」は、認定を取り消すことがある。

設)」は、認定を取り消すことがある。

6 認定制度規程第6条の3(1)に定められた薬剤師が退職・異動等により不在となった「医療薬学専門薬剤師研修施設(連携施設)」は、認定を取り消すことがある。

7 認定制度規程第15条に定める「医療薬学専門薬剤師」、認定制度規程第16条、第17条「医療薬学指導薬剤師」、認定制度規程第18条「医療薬学専門薬剤師研修施設」の更新申請を行わなかったとき、更新を認められなかったとき、または認定を辞退したときは資格を喪失する。

第5章 費用・手数料等

(連携研修料)

第9条 認定制度規程第21条に定める連携研修料について、以下の通り取り扱うこととする。

2 「医療薬学専門薬剤師研修施設(基幹施設)」と「医療薬学専門薬剤師研修施設(連携施設)」が連携して研修を行う際には、「医療薬学専門薬剤師研修施設(連携施設)」は連携研修料として1年ごとに研修生1人あたり42,000円(消費税別)を学会事務局へ支払い、学会手数料を除いた研修生1人あたり1年ごとに30,000円(消費税別)を学会から「医療薬学専門薬剤師研修施設(基幹施設)」へ支払う。

第6章 医療薬学専門薬剤師等の認定に係る過渡的措置

(過渡的措置期間)

第10条 2024年度まで実施される「医療薬学専門薬剤師」及び「医療薬学指導薬剤師」の認定申請に限り、通常認定申請と並行して、過渡的措置として次の第11条及び第12条に定める暫定認定の要件に基づく暫定申請を認める。

(医療薬学専門薬剤師(暫定)の要件)

第11条 認定制度規程の第4条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件(1)～(4)、(6)、(10)、(11)を全て満たす者で、認定委員会の選考を経て、理事会で承認された者。

3 要件(4)については、「日本病院薬剤師会生涯研修履修認定薬剤師」であってもよい。

4 要件(6)については、20単位以上取得していれば良いこととする。

5 本条により認定された者は「医療薬学専門薬剤師(暫定)」として認定する。暫定認定期間は、5年以内とする。「医療薬学専門薬剤師(暫定)」は、認定制度規程の第4条の2の要件について暫定認定時に不足であった要件を満たすことで認定申請を行うことができ、承認された場合に正式に「医療薬学専門薬剤師」として認定する。その際の認定期間は、暫定認定期間の長短に関わらず、正式に認定した日から5年間とする。

(医療薬学指導薬剤師の認定に係る過渡的措置)

第12条 認定制度規程の第5条の2については、以下のとおり取り扱うこととする。

2 要件（1）については、「医療薬学専門薬剤師（暫定）」の活動期間を含めることができる。ただし、「医療薬学専門薬剤師（暫定）」として認定されている者が「医療薬学指導薬剤師」の認定を申請する場合は、暫定認定時に認定制度規程の第4条の2の不足であった要件を満たし「医療薬学専門薬剤師」としての承認を受けるための認定申請を行えば、「医療薬学指導薬剤師」の認定を申請することができる。

3 要件（1）については、従来の本学会「認定薬剤師」の活動期間を含めることができる。

第7章 従来の認定薬剤師・指導薬剤師、研修施設の取り扱い

（医療薬学専門薬剤師・医療薬学指導薬剤師・医療薬学専門薬剤師研修施設への移行）

第13条 2020年1月1日付で、従来の本学会「認定薬剤師」は「医療薬学専門薬剤師」、従来の本学会「指導薬剤師」は「医療薬学指導薬剤師」、従来の本学会「認定薬剤師研修施設」は「医療薬学専門薬剤師研修施設」、と無条件にみなすこととする。

2 2020年1月1日付で「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師研修施設」とみなした者及び施設は、現在の各認定期間終了後の更新時に、「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師研修施設」の更新条件での更新となる。

（医療薬学専門薬剤師・医療薬学指導薬剤師への移行に係る過渡的措置）

第14条 2020年1月1日付で「医療薬学専門薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」とみなした者の1回目更新の暫定措置を以下の通りとし、2024年度の申請まで過渡的措置とする。

2 「医療薬学専門薬剤師」とみなした者は、認定制度規程の第15条の（2）、（4）、（6）、（7）は必須条件として求めない。

3 「医療薬学指導薬剤師」とみなした者は、認定制度規程の第16条の（3）は必須条件として求めない。

第8章 規程細則の変更

（規程細則の改廃）

第15条 本規程細則の改廃は、理事会において行う。

附則 本規程細則は2020年8月27日から施行する。

2020年1月1日 制定

2020年5月11日 改正

2020年8月27日 改正

「別表1」

【講習会・集合研修、学会発表のクレジット】

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会（3日）	10単位	5単位	2単位
2	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義（2日）	15単位		
3	医療薬学公開シンポジウム（1日）	5単位	5単位	2単位
4	フレッシュャーズ・カンファランス（1日）	5単位	5単位	2単位
5	医療薬学関連の全国学会	5単位	3単位	2単位
6	医療薬学関連の地方学会	5単位	3単位	2単位

※ 主催者より交付された受講証明書（あるいはネームカード）及び研修会のプログラムのコピーを添付すること。

【論文掲載・論文査読のクレジット】

学術論文の種類		筆頭発表	共同発表
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10単位	5単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20単位	10単位
3	医療薬学誌あるいはJPHCS誌の投稿論文査読（1報につき、不採択であっても対象となる）	0.5単位	

「別表 2」

【領域の分類】

1	精神疾患
2	神経・筋疾患
3	骨・関節疾患
4	免疫疾患
5	心臓・血管系疾患
6	腎・泌尿器疾患
7	産科婦人科疾患
8	呼吸器疾患
9	消化器疾患
10	血液及び造血器疾患
11	感覚器疾患
12	内分泌・代謝疾患
13	皮膚疾患
14	感染症
15	悪性腫瘍
16	その他（どれにも分類されない場合、外来患者の定期的指導なども含む）

※ 長期に渡って薬学的ケアを行ってきた外来患者への関与は領域 16 として扱う。